

(はじめに)

5 日頃は、学校教育の充実と働きやすい職場づくりに向け、ご尽力されていることに敬意を表します。ここ数年、教職員の長時間過密労働の問題に対し、文科省や県教委、そして各市町において、学校現場の多忙化解消にむけた取り組みが進められ、一定の成果を上げてきました。

10 今年度は、新型コロナウイルス（以下「コロナ」）感染症の問題が発生し、学校現場も臨時休校や学校再開後の感染症予防対策等、多くの負担が生じることとなりました。また改訂学習指導要領の本格実施により、学習内容や授業時数が増え、子どもや教職員にさらなる負担を強いています。そして、GIGAスクール構想により一人一台のタブレットが導入されることで、学校現場が混乱することは十分予想されます。子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりにむけ、各学校での管理職のリーダーシップが求められています。

15 コロナ感染症予防のため、子どもたちは、マスクを着用し、身体的距離も離され、不安をかきたてられる中、豊かな人間関係を築きにくくなっています。「子どもが学校で安心して生活し、友だちと仲良く遊び、関わり合いながら学んでほしい」という多くの保護者・教職員の願いに寄り添った対応が求められています。今後、どう学校づくりを進めていくのかはまさに重要な課題であり、各学校において、その学校の実情にあった取り組みが大切です。

20 さて、今回で30年目をむかえる校長会と尾北教労との懇談会ですが、「尾北の子どもと教育のためにもともに力を合わせ努力していく」という姿勢を、毎回確認し合っ

て会を重ねることができました。また、これまでの懇談会で、

- 子どもの願いや心の痛みを真正面から受けとめる学校をつくる。
- 25 ○ 血の通った働きやすい職場をつくる。
- 保護者や地域としっかり手をつなぐ。
- 教育という専門性と崇高な使命にふさわしい教員としての身分を保障する。

という4つの立場をともに大切にしようと話し合われてきました。今年度の懇談会もこの立場をもとにした話し合いになればと考えています。

30 今回、懇談したい内容について、提言と要請という内容でまとめました。諸課題の解決にむけ、関係機関への働きかけを含め、ともに取り組んでいきたいと考えています。ご検討の程よろしく申し上げます。

(1) コロナ禍での学校生活

35 <現 状>

コロナ感染症対策による一斉臨時休校後の学校再開も、すでに半年以上が過ぎ、年度末を迎えようとしています。しかし、教職員の多くは、「検温や消毒作業、3密を避けるなど、毎日続けて大変」「いつになったら通常通りの授業ができるのか…」など、コロナ対策のための負担と、先行きが見えないことに対する不安を感じているのではないのでしょうか。また、今年度（10月～12月）、組合が行った学校づくりアンケートでは、先生方から、子どもや教職員の様子について、以下のように心配する声寄せられました。

「コロナに対して、子どもたちがとても敏感になっており…、子どもの言動がイジメにつながるか、ヒヤリとさせられることがある」

45 「学校生活で、制限が多くあるので、子どもたちの精神的なストレスによるトラブル

が心配」

「コロナ禍の生活で子どもも先生も疲れやストレスがたまっている気がする。ささいなことでトラブルになりやすい」

- 5 「昨年度より不登校の子が増えた気がする。コロナで授業再開が遅れた分、無理に進める教師（遅れを不安に感じている教師）や、子どもどうしの心のつながりを不安に感じる子どもが増えている気がする」

コロナ禍での学校生活は、今後も続くことが予想され、「コロナ感染症対策と学びの保障の両立」を、子ども・保護者・教職員にとって、無理のない形でどう進めていくのかが大きな課題になっています。

10 <提 言>

コロナ禍での学校生活を考える上で、以下の点が重要だと考えますがいかがでしょうか。

- 15 ① コロナ禍での学校生活については、何よりも「子どもたちの心と体」を第一に考えていく。特に、精神的なストレスや不安感を和らげるよう、一人一人の子どもに寄り添い、あたたかい学級づくりや、無理のない学習指導を心がける。
- 20 ② コロナ感染症対策のための検温や消毒等の業務、さらには、3密を避けての授業形態や指導方法の工夫など、多くの教職員が疲れやストレスを抱えながら勤務している実態がみられる。子どもと教職員が、心身ともにゆとりをもって学校生活を送れるようにする。
- 25 ③ コロナ感染症対策については、世間一般にコロナに対してさまざまな考え方があり、学校においても、教職員間での共通理解がはかりにくく、指導の違いで困惑する状況を招いたり、学校運営に支障が生じたりする心配がある。現状においては、「学校の新しい生活様式」（文科省）や、「教育活動の実施等に関するガイドライン」（愛知県教委）で示された内容や基準をもとに、教職員間での共通理解を図っていく。
- 30 ④ 学校での教育活動については、「学校は低リスク」（文科省『学校の新しい生活様式』）という現状に合わせ、過剰な対応をせず、「リスクの低い活動から徐々に実施する」「リスクがある状況でも、実施方法を工夫してリスクを回避する」など、感染レベルを見ながら、徐々に活動を再開していく。
- 35 ⑤ 校内で、コロナ感染者及び濃厚接触者が発生した場合は、当事者にとっては、風評被害等の心配もあるので、保護者との話し合いを大切にしつつ、教育委員会や保健所などの関係機関と協議して対応を進める。
- 40 ⑥ コロナ感染症対策により、学校が長期休校となった場合、家庭での学習支援の対応を再び行うことが予想される。その際、子どもたちに過度な負担となる課題を与えないようにする。また、オンラインによる家庭学習については、各家庭の実情による違いから、教育格差を生む恐れがあるので、慎重に対応する。
- ⑦ コロナ感染症対策の中でも、教職員が本務に専念できる体制を今後も確保するため、消毒やトイレ清掃等に携わるスクールサポートスタッフ及び学習支援員の加配を来年度も継続する。同時に、小中全学年での30人学級を早期に実現する。

(2) 小学校での教科・英語

<現 状>

- 45 今年度は学習指導要領の本格実施にともない、小学校高学年で英語は、教科の授業として取り組まれ、教科書を使い、他教科と同じように評価しています。しかし、小学校の教科・英語については、現状では以下のような問題点が指摘されています。

- ア 教科になったことで「教えなくては」「身につけさせなくては」という意識が教師に働き、多くの担任にとって、英語は専門外の教科であるが故にマニュアル通りに進めざるを得ない現状がある。そのことで英語嫌いの子供が多く出てくるのが心配される。学校づくりアンケートにも「単語が出てきたり、書くことが増えてきたりして英語嫌いが増えている」という声が寄せられている。
- イ 授業時数増については、各学校で色々と工夫して実施されているが、日課的にも教育活動に無理が生じ、ゆとりがなくなり、心身ともに子どもや教師の負担が増えている。
- ウ 英語の専科教員の加配が強く求められ、配置が進められているが、全小学校への配置とはなっていない。やむを得ず担任が指導するにしても、そのための研修・教材研究・授業準備等の時間は十分保障されていない。
- エ 小学校における英語の早期学習の問題については、以下のような声がアンケートで寄せられている。
- 「3、4年生の外国語活動から5、6年生の英語へのレベルアップが高すぎる。急に内容が難しくなっていると思う。あれは嫌になって当然」
- 「小学校から早めるのではなく、中学校でのスピードをゆっくりにして、定着をはかるほうがよいと思います。小学校は、やるが多すぎる」

<提 言>

- 小学校高学年の英語の教科については、以下の点が重要だと考えますが、いかがでしょうか。
- ① 英語嫌いをつくらないようにするには、マニュアル通りに進めたり、教え込んだりするのではなく、楽しく分かる授業を創造していく。そのためには、より専門性が必要になり、子どもにも教師にとっても専科教員の配置は必要不可欠である。全小学校への英語専科教員の配置やALT・NETの増員など、必要な条件整備について関係機関に働きかけるとともに、担任のみで行う際の負担軽減をはかる。
- ② 英語の読み書きの学習は、小学生の発達段階では大きな困難をとまなうので、無理をしないように進める。
- ③ 英語の宿題やテストなどの課題で、子どもに大きな負担を強いることのないようにする。
- ④ 授業時数の確保については、現在の日課の中で無理なくできる工夫をする。夏休みや土曜日などに行うといった新たな負担増にならないようにする。

(3) 全国学力テスト

<現 状>

今年度の全国学力・学習状況調査（以下「全国学力テスト」）は、コロナの感染拡大による臨時休校などを受けて、中止となりました。

来年度は、5月27日に延期して実施される予定です。その後、経年変化分析のための抽出調査（国語・算数〈数学〉・中学校英語）および保護者調査が行われます。

（競争の激化、テスト対策の広がりに関して）

全国学力テストの結果公表に際しては、「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること・・・などを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分に配慮することが重要である」（実施要領）とされています。しかし、都道府県別・政令指定都市別の結果公表に加えて、市町村別・学校別の結果公表が可能となる中で、競争が激化しています。順位を上げるために過去問題や練習問題を使つてのテスト対策が全国的に広がりました。文科省は、「4

月前後になると、例えば、調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できない」という深刻な事例があることを認め、事前対策をしないよう求める通知を出しました。(2016・4・28)

5 愛知県においては、市町村別・学校別の成績は公表されていません。また、県教委は、「テスト対策は好ましくない」「学力・学習状況充実プランや授業アドバイスシートは、授業改善に役立てるためのものであり、事前対策を奨励するものではない」(2019・6・26 愛教労と県教委との交渉)と回答しているように、事前対策を推奨していません。ただし、小学校国語の成績がよくなかったことを受けて、ここ数年「充実プラン」「アドバイスシート」を各学校に下ろしています。

10 一方、尾北では、数年前に、「やったことがない問題が出るので、事前に練習して慣れさせることが必要ではないか」「これからの教育においては、こういう問題を解く力をつけていかなければならないのではないか」といった発言が管理職からなされたところがありました。そういったことが結果的に事前対策につながる懸念があります。各学校の教育をゆがめてしまうことのないよう、冷静な対応が求められています。

15 昨年度の校長会との懇談では、校長会から、「調査で測れるのは、あくまでも学力の一部であり、競争のためのものではない。市町村間・学校間の競争や結果に振り回されることはよくない。愛知県は、市町村別・学校別の結果を公表していない。この方向が継続されるよう校長会としても働きかけていきたい」といった見解が示されました。

20 (中学校の英語「話すこと」調査について)

昨年度実施された中学校の英語「話すこと」調査は、コンピュータを使って解答をUSBに録音する方式で実施されました。ところが、音声データの欠損などにより、1,658校の15,298人に成績が提供されないという事態となりました。また、実施中に周りの生徒の解答する声が聞こえてしまうなどの問題により、学力把握に役立たないものとなりました。つまり、調査として失敗に終わったのです。

25 昨年度の校長会との懇談会では、組合から「中学校英語調査については、学校現場の多忙化を招いたり、せっかく実施しても正確な学力が把握できなかつたりすることから、中止を含めた見直しが必要だと考えますがいかがでしょうか」という提言を出しました。それに対して、校長会からは、「準備や実施で大きな負担があった。また、となりの生徒の声が聞こえてしまうなどの問題が生じたが、正確さをどのように担保していくかが課題であり、検討していく必要がある」という見解が示されました。

30 来年度の経年変化分析調査では、昨年度の調査と全く同じで、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に加えて、コンピュータによる「話すこと」調査が実施されます。1日かけての実施となっていますので、対象の抽出校の負担が大きくなることが懸念されます。

35 (全面的なCBT化《コンピュータ上で問題を解き、解答するテスト》について)

英語「話すこと」調査での失敗があつたにもかかわらず、文科省は、全国学力テストを全面的にCBT化する方針を決定しました。そして、さっそく来年度から抽出による試行調査が予定されています。

40 5月27日の調査では、一部の学校で児童生徒質問紙調査がオンラインで実施されます。また、秋以降には、1万人を対象にした大規模な試行を実施することが計画されています。これらの試行で、対象の抽出校に大きな負担がかかることが懸念されます。

45 全面的なCBT化については、「オンラインでCBT化する場合、参加児童生徒数が約200万人と大規模であり、サーバの負荷はかなり大きく、解答時間中に調査を続けられないなど、トラブルに脆弱となることが想定される」「記述式問題は、選択式のよう

に自動採点を行うことは現状では困難であり、この点では CBT の強みを十分に生かせるわけではない」「TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）は、・・・2014年にCBTの開発計画が発表され、2023年に完全実施というスケジュールで進めていることを踏まえても、相応の時間が必要となることが見込まれる」「児童生徒が十分にコンピュータに慣れていない場合、力を発揮できないケースが想定され、測りたい学力を測定できないおそれがあります」（*）などの課題が指摘されています。

* 「全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ 中間まとめ『論点整理』（案）」

これらの課題は簡単に解決できるとは思われません。また、英語「話すこと」調査の失敗を合わせて考えると、全面的な CBT 化を導入するかどうかを含めて、CBT 化の抜本的な見直しが求められているのではないのでしょうか。

また、たとえ導入するにしても、少なくとも、全面的な CBT 化を拙速に導入することは避けるべきであると考えられます。また、試行段階において学校現場に過度の負担を与えてはならないと考えられます。

<提 言>

全国学力テストについて、以下の点が重要であると考えますがいかがでしょうか。

① 全国学力テストは、あくまでも「学力の特定の一部」を測定するものであり、市町村別・学校別の成績公表による競争や過去問題練習などのテスト対策で、学びがゆがめられたり、学校現場が振り回されたりしないようにする。

② 全面的な CBT 化については、さまざまな課題があり、導入するかどうかを含めて、抜本的に見直す。また、たとえ全面的に CBT 化するにしても、拙速に導入せず、試行段階において学校現場に過度の負担を与えないようにする。

(4) 教職員の多忙化解消と働きやすい職場づくり

<現 状>

「教材研究に行事の準備、校務分掌に保護者への連絡など、勤務時間内で行える仕事量ではなく、心身ともに負担が大きいと思う」というアンケートの声にあるように、学校現場では、多忙化解消の取り組みを進めているものの、勤務実態の改善は十分進んでいないのが実情です。多忙化解消は、教員の健康を守るために大変重要な課題です。また、教員の疲弊による教育力の低下という問題にもつながります。

尾北の各市町や学校では、ここ数年で、主に以下のような具体的な改善が進められてきました。

ア 小学校陸上運動記録会が廃止された。

イ 市の美術展や作品展に関して、学校単位での参加の取りやめ(江南市)や展示作業負担の軽減(犬山市)といった改善が見られた。

ウ 学校訪問の簡素化にむけ、午後日程の簡略化を中心に改善が進んだ。

エ 学習発表会や運動会などの学校行事の見直しが進められた。

オ 通知表や指導要録の所見の文章表記の簡素化が進められた。

カ 部活動の見直しについて、朝練習の中止や見直しをはじめ、活動時間を減らす方向で取り組みが進められた。

キ タイムカードや IC カードの設置が進められた。

ク 日常で使用する個人別の割振変更簿がすべての学校に設置された。

ケ スクールソーシャルワーカーが配置され、増員の方向が示された。

また、この1年は、コロナ感染症予防対策として、学校での行事をはじめ様々な取り組みが中止または縮小されました。学校訪問の更なる簡素化、市の美術展や作品展の学校単位での参加取りやめ、運動会や学習発表会、授業参観の中止や縮小、部活動

の練習や試合の縮小など、それぞれの市町や各学校で十分に検討され取り組みました。コロナ禍でのやむを得ない中止や縮小でありましたが、この1年の取り組みを今後の多忙化解消にむけて生かしていきたいものです。

5 尾北教労が今年度行った学校づくりアンケートでは、「トイレ掃除など、業者の方が担ってくれて、コロナ対策で多忙化に拍車がかかる中、教職員にとってはありがたい」「仕事内容を精選しないと、むしろ多忙化している印象をもつ」「行事の精選を抜本的に行っていないと多忙化解消にはなりにくい。子どものためにはというものの、それが負担になっていることも多い」といった声が寄せられています。

10 多忙化解消のためには業務改善も大切ですが、人的加配など改善にむけたさまざまな施策が必要です。「教職員の人数、支援員の人数を増やすことを望みます」「1学級の少人数化が解消の唯一の道だと思います」「学習指導要領が変わらなければ、多忙化解消は実現しないと思う」といった声がアンケートでも寄せられています。

15 政府は、公立小学校の1学級の児童数を5年間で35人に引き下げることを決定しましたが、中学・高校が対象となっておりません。さらに、35人という規模は、国際的にみればまだまだ多人数です。教員についても、非正規ではなく正規教員であることが必要です。今後も、声を上げ続けることが求められています。

すでに、小2と中1が35人学級になっている愛知県においては、来年度は小3も少人数学級にするなど、県独自の対応が求められています。

20 また、多忙化解消について、教員、特に学級担任の切実な願いは、実務時間（空き時間）の確保です。仕事の効率化が求められ、早く学校から帰るよう言われますが、実際には、担任は、授業準備や教材研究、学年・学級事務、校務分掌の業務などに追われ、休憩時間も確保できない状況で日々を過ごしています。担任にとって、大量で多種に及ぶ業務を勤務時間内に終えられるようにするには、実務時間（空き時間）の確保が強く求められています。

25 アンケートでも、「どの学年ももう少し空きコマがほしい」「学年によって持ち時間に差があるが言い出しにくい」「特別支援学級の担任は、通常学級の担任より時間数が多かった。全部つまっていた」「教頭、教務、校務が単独で授業するのはもちろんだが、再任用の先生方にももっと単独で教科をもってほしい」など、空き時間を求める声がいくつも寄せられました。空き時間の確保は、担任の精神的ゆとりを確保することにもつながります。それにより、子ども一人一人に目が行き届き、教育全体の向上の効果も期待できます。

35 また、教職員が安心して、生き生きと働くためには、多忙化解消のための諸施策だけでなく、教職員一人一人の心情や状況に配慮することが大切です。愛教労には毎年のように、パワハラ相談が寄せられています。また、家庭の事情や本人の健康、学級のことなど、悩みや問題を抱えたまま言い出せない教職員もいます。皆が安心して働けるよう、管理職が中心となり、気軽に相談できる職場の雰囲気をつくとともに、教職員の様子に気配りと声かけをしていくことが望まれます。誰もが精神的にも安心して働きやすい職場にしていくことが必要です。

<要 請>

- 40 ① 小学校中学校全学年の30人学級の早期実現と、専科教員や支援員等の増員を関係機関に働きかけること。
- ② 今年度、コロナ感染症予防対応策として抜本的に見直しをはかった学校行事等については、コロナ感染症対策及び多忙化解消のために、来年度も見直しを継続する方向で検討していくこと。特に、以下の内容については、すべての学校で見直しが継続されるよう進めること。
- 45

- ア 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について、練習を含めた抜本的な見直しをする。
- イ 学校訪問は、来年度も継続して簡素化をはかる。
- ウ 作品募集に関わる業務（作品収集・審査・名簿作成・作品梱包・発送等）は、本来の学校業務ではないので、今年度同様、学校で請け負わないようにする。
- 5 エ 市の美術展や作品展について、学校単位の参加を取りやめる。
- ③ 成績処理の時期などは、会議を持たないとか、授業時数の累計を考慮した上で午後の授業を減らす日を設けるなど、忙しい時期に合わせた柔軟な対応を行い、仕事ができる時間を確保すること。
- 10 ④ 部活動の改善にむけ、以下の取り組みを進めること。
- ア 生徒及び教職員の健康と生活リズムを大切にする観点から、朝練習を中止する。
- イ 活動を行わない曜日を現状よりさらに増やしたり、練習時間を短縮したりする。
- ウ 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は部活動指導を担当させない。
- 15 エ 部活動指導は、勤務時間外に及ぶ業務であり、自主的自発的なものであるという趣旨から、部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。
- ⑤ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減にむけ、以下の内容に留意して改善を進めること。
- 20 ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校 25 時間以内（1 日 1 時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校 20 時間以内（1 日 2 時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。
- イ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の実務時間（空き時間）確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数や T T の授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。
- 25 ウ 改訂学習指導要領により、学習内容や授業時数が増加している。それに対応するため、専科教員を増やす。
- ⑥ 職員が風邪などの病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- 30 ア 療養休暇は、1 日や 1 時間単位で取れること。
- イ ボーナスは 30 日未満、給与は 40 日未満なら、その処遇には影響がないこと。
- ウ 1 週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- ⑦ 暴言や侮辱といったパワハラやセクハラ（性被害）・マタハラが生じないようにすること。県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31 改訂）を周知徹底し、パワハラやセクハラ、マタハラなどを生まない職場にすること。
- 35 ⑧ 気持ちよく働くことができる職場づくりにむけ、管理職がリーダーシップを発揮すること。特に以下の点について留意すること。
- 40 ア 諸問題に対して担任一人任せにせず、職員全体でサポートする体制づくり
- イ 年休や療養休暇、男性を含めた育児休業、時間外勤務の割り振りなどが取りやすい職場づくり
- ウ 困っていることを安心して相談できる職場づくり
- エ 休暇処理簿等の帳簿を個人別のファイルに綴じるなど、個人情報保護への配慮

(5) 勤務時間の適正化

<現 状>

(勤務時間の管理・運用に関して)

5 長時間過密労働を解消し、勤務時間内に仕事が終わられるようにするためには、すべての学年での少人数学級の実現や教職員の大幅増員が不可欠です。同時に、仕事内容の精選とともに、勤務時間が適正に管理・運用される必要があります。

10 多くの教職員が過労状態の中、正確な在校時間の記録は、健康と生活を守るために不可欠です。公務災害や健康障害などが発生した際には、それが、勤務実態の証拠となります。さらには、各学校の職員の勤務実態が、職場や市町ごとに集計され、多忙化解消の進捗を評価する指標ともなります。

15 しかし、学校によっては、夕方にタイムカードを押してから残業していたり、休日に学校に来て仕事をしていても在校時間を記録していなかったりするなど、在校時間の虚偽報告が依然として見られます。管理職がそれを知りながら策を講じていない学校もあります。また、非常勤職員の正確な勤務実態が把握されていない問題もあります。さらに休憩時間がとれなかった際は、県教委の依頼文書に合わせ、正確な勤務時間の把握をするために在校時間記録表に記録することが大切です。それに関して尾北では、「月末に、集計を各自で確認して、休憩時間が取れなかった日について修正するようにしている」と、見解を示した教育委員会もありました。在校時間の記録は本来、管理職の責任においてなされるべきものです。記録を本人任せにするのではなく、20 休日の勤務やとれなかった休憩時間を含めた職員の在校時間が正確に記録されることが重要です。公務災害や健康障害が生じた際などに、正確な在校時間の記録がないと、管理職の責任が問われます。

25 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」では、残業時間が月 45 時間を超えないようにすることが示されました。本指針の本来の趣旨は、多忙化を解消し、残業時間を減らしていくことです。しかし、先生方からは「仕事量はほとんど変わらないのに、早く帰ることだけが強調して言われる」といった声も聞かれます。これは「時短ハラメント」に繋がる問題です。「早く帰りましょう」と教職員一人一人に責任を押しつけるのではなく、職場全体の業務改善が必要です。

30 また、学校では、昼の休憩時間をほとんどとれないのが実情です。連絡帳の返事の記入、ノートやプリントの点検、委員会活動の指導などの仕事をしています。たとえ職員室に戻ってお茶を飲んでいても、同僚から仕事上のことで話しかけられたり、子どもが用事で来たりすれば対応します。夕方の休憩時間にも会議や打合せ、「現職教育」を行っている学校もあります。

35 学校づくりアンケートには、休憩時間をとることが難しいという声が寄せられています。少なくとも、管理職から休憩がとれなかったときの割り振りの指示を確実にしたり、「やむを得ない業務などで休憩がとれなかった場合は、割り振りで対応する」ということを全職員に説明したりすることが求められています。

40 また、2019 年 12 月に、1 年単位の変形労働時間制の導入を可能にする給特法の改悪が行われました。これは、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には多忙化をさらに進める恐れがあるものです。退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼすとともに、子どもたち一人一人に寄り添った教育づくりにも逆行する恐れがあります。ただし、導入は各自治体の判断によるものとされており、各市町で導入しないことが求められています。

(時間外勤務の割り振りに関して)

45 尾北では、日常で使う個人別の割振変更簿が、すべての学校で設置されました。今

回の学校づくりアンケートでも、「割振変更簿が設置され、割り振り対象の業務と割り振りの時間について、校長先生から説明があり、ありがたい」という声が寄せられ、本人が必要なときに、気兼ねなく申請することができる職場が増えています。

5 一方で、「会議延長や朝の鍵開けなどは割り振りの指示がない。個別の変更簿もない」「もっととりやすいように分かりやすく毎年説明してほしいし、新任さんや異動されてきた方への説明もしてあげてほしい」という声もあり、設置されているものの、職員にきちんと知らされず、十分活用されていないところもあります。まずは割振変更簿が設置されたことを伝え、その使い方を全職員に説明し、日常で使う個人別の割振変更簿を生かすことが求められています。

10 さらに、「制度としては平日も割り振りがとれるはずなのに、実際は難しい」「平日にも割り振りを取りやすい環境ができるとありがたい」など、割り振りをとりやすくする手立てがない、忙しくて割り振りをとれないという実態も報告されています。中には、校長から割り振りを一斉にとる日を指示されたものの、その日にとれなかった職員については、そのまま放置されるという職場があります。「割り振り」は、本来、
15 勤務時間の適正な管理にむけた「校長の責務」であり、校長が「割り振りを確実にとらせる」ようにしなければなりません。

割り振りを確実にとることができるよう、多くの職場では、長期休業中にもとれるようにしています。さらに、学校によっては職員全員にとってよく分かる客観性のある方法で取り組まれています。校長先生が、割り振り対象の業務と日時数について、
20 割振変更簿に鉛筆書きで直接記入する、印刷して配付する、職員室のホワイトボードや校務支援ソフト（C4th）に記載するなどです。また、全職員の割り振りの状況をきちんと把握して、割り振りをまだとっていない職員に対して校長から声かけをしているところもあります。

そして、県教委は、愛教労との交渉の場で、割り振りに関して「愛教労の提示している7項目も含め、校長が命令したものは、すべて割り振りの対象となる」と、見解を示しています。

（休日勤務に関して）

休日に勤務を命ずる場合については、振替休日を設定するだけでなく、以下のような理由から、早めに勤務の拘束が解かれることが求められます。

30 ア 本来、休日は職員の身体を休ませるだけでなく、「文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を営むためにも不可欠な日であり、勤務させないのが原則です。
イ 「原則として時間外勤務を命じないものとする」「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、・・・臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」（*1）とされていますので、休日勤務は必要最小限にすることが求められます。
35 月曜日から金曜日に勤務が割り振られていますので、休日に勤務を命ずると時間外勤務となります。

*1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」

ウ 時間外勤務を命ずる際は、「公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」「教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない」（*2）として、健康と福祉を害しないよう配慮が義務づけられています。

*2 「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」

45 このように、土曜日や日曜日の勤務当日は、早めに勤務の拘束を解く配慮が求められます。早めに勤務の拘束を解くためには、日頃の時間外勤務の割り振りを、休日勤

務当日に行うことで対応できます。

なお、昨年度の校長会との懇談会で、校長会から「週休日は健康・リフレッシュのために大切である。状況に応じて割り振り変更で対応することはできる」という見解が示されました。

5 <要 請>

(勤務時間の管理・運用に関して)

① 7時間 45分勤務が確実に守られるよう、以下の内容について配慮すること。

ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時 15分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。

10 イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。職員会議や学年会・部会などの会議は、16時 15分までに終わるようにし、時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行くか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。

15 ウ 行事（後片付けを含む）、研究発表会、学校訪問なども16時 15分までに終わるよう計画を立てて取り組む。

② 休憩が確実にとれるようにすること。やむを得ず休憩がとれなかったときは、適切な割り振りを行うこと。

③ 休憩をとることができなかった際は、県教委の依頼文書に則り、在校時間記録表を修正すること。

20 ④ 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を少なく記録するような虚偽報告とならないようにすること。そして、在校時間記録の簡素化と正確な把握にむけ、タイムカードやICカード等の客観的な記録方法をすべての学校で、非常勤職員を含めた全職員に導入すること。

25 ⑤ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を受け、今後は「月 45時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消にむけたさらなる取り組みを進めること。なお、業務縮減することなく、早く帰ることを強要しないこと。

⑥ 「1年単位の变形労働時間制」を導入しないよう関係機関に働きかけること。

(時間外勤務の割り振りに関して)

30 ⑦ 時間外勤務の割り振りについて、朝の登校指導や夕方の休憩時間に及ぶ会議を行ったときなどは、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、個人別の割振変更簿の使い方を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。

35 ⑧ 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、16時 15分からさかのぼって割り振りをする。少なくとも、年休と同じように、夕方の休憩時間の30分を除いて、16時 30分からさかのぼって割り振りをする。

(休日勤務に関して)

40 ⑨ 休日勤務をなくすこと。やむを得ない場合は、必要最小限にすること。運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することにならないよう、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。また、授業時数の確保のためという理由で、休日の行事終了後の午後に授業が組まれる学校もみられるが、休日は子どもたちは家庭で過ごす日であるという趣旨から、

45

行事終了後は、できるだけ早く下校させるようにすること。

- ⑩ 休日における地域やPTAの行事への「ボランティア参加」をなくすこと。やむを得ず行う場合でも、教職員にとっては勤務の一環であるので、勤務時間の割り振りをすること。

5 **【資料】 休憩時間がとれなかった際の在校時間記録の修正（県教委の依頼文書）**

29尾教第2586号

平成30年2月8日

10 各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

（ 公 印 省 略 ）

15 在校時間等の状況調査と長時間労働による健康障害防止のための取組調査の一部変更について（依頼）

（途中割愛）
記

20 **【変更前】 在校時間等の状況調査における「在校時間」**

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8時間30分）以外に自主自発的に業務に従事した時間」

25 **【変更後】 在校時間等の状況調査における「在校時間」**

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8時間30分）以外に自主自発的に業務に従事した時間」 + 「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」

30 なお、労働基準法上、休憩時間は明確に割り振られているものです。したがって、特別な事情がない限り、校長が教職員に対して休憩時間に勤務するよう命じることはありません。

担 当 教職員課 小中学校人事グループ

電 話 052-954-6770

【資料】 割振り変更簿の調査結果(愛知県教委)の抜粋<数字は小中学校数>

35 **令和2年度 勤務の割振り変更簿調査結果**

※ ア(作成している) イ(作成していない)

市町村名	元年度		2年度		
	ア	イ	ア	イ	
一宮市	0	61	0	61	口頭で対応しているため
稲沢市	32	0	32	0	
犬山市	14	0	14	0	
江南市	14	1	15	0	
岩倉市	7	0	7	0	
大口町	4	0	4	0	
扶桑町	6	0	6	0	

40

【資料】 日常で使う個人別の割振変更簿の例

勤務時間の割振変更簿

No.1

職員氏名 ()

5

10

命令月日	決済	勤務を命ずる日及び割振となる時間		勤務の内容	勤務時間の割振を変更する日及び時間		職員 確認印
		勤務を命ずる日	割振となる時間		変更する日	変更する時間	
4月4日	(例)	4月4日(金)	1時間00分	入学式準備	4月7日(月)	15時25分から 16時55分まで(1時間00分)	印
5月15日	(例)	5月15日(木)	2時間00分	職員会議	5月16日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	印
6月2日	(例)	6月2日(月)	1時間00分	現職教育	月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	
6月9日	(例)	6月9日(月)	1時間00分	職員会議	6月13日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	印
月 日		月 日()	時間 分		月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	

【資料】 愛知県教職員労働組合協議会と愛知県教育委員会との交渉における確認内容

15

2008年2月3日・2009年2月17日

「以下の内容について、命じられた業務であれば勤務時間の割振り変更の対象となる。」(県教委)

20

- ① 職員会議(学年会・公務分掌上の会議), 職員研修, 研究授業の準備
- ② 学校行事(準備時間をふくむ)
(例)運動会のための早朝練習・準備もふくむ
- ③ 児童・生徒の指導に関わる業務
 - A 児童・生徒の指導・安全指導・パトロールに関わる業務
 - B 児童の安全確保のための早朝の登校指導・放課後の下校指導
 - C 進路指導に関わる業務(入試・発表指導)
 - D 補習業務
 - E 児童・生徒会・委員会活動指導
- ④ PTA活動, 地域教育会議の活動
 - A 委員会活動
 - B 地区懇談会
 - C 地域教育会議(体育祭等)に関する業務
 - D 街頭補導・パトロールに関わる業務
- ⑤ 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知表記入の時間
- ⑥ その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な業務
- ⑦ 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成